

新居浜市大生院1-3-312
☎0897-43-4123

▲ご案内 ▲WEB申し込み

未来への約束を、公正証書が守ります

10月1日(木)から7日(水)は「公正週間」です。公正役場をご存知ですか。公正役場では、当事者の依頼により、①公正証書の作成、②私署証書や会社等の定款に対する認証の付与、③私署証書に対する確定日付の付与などの事務を行っています。公正証書には、遺言公正証書、任意後見契約公正証書などがあります。

公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書であり高い証明力があります。法律行為の確実を期するためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。公正役場では、電話による相談を実施しており、相談は無料です。

詳細は、最寄りの公正役場にお問い合わせください。

●問い合わせ
今治公正役場
☎0898-23-2778

資格取得講座参加者募集

弓削商船高専で開講している資格取得講座について、今年も上島町民(18歳以上)の皆さまを対象に開催します。

開講する講座は昨年と同様、フルハーネス墜落制止用器具特別教育は11月29日(日)、高所作業車運転特別教育は、12月4日(金)・5日(土)に開講します。

申込方法等の詳細は学校HPをご覧ください。

○フルハーネス墜落制止用器具特別教育

○高所作業車運転特別教育

●問い合わせ
弓削商船高等専門学校
企画広報室企画係
✉kikaku@yuge.ac.jp

第24回瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ「ゆめしま海道コース」が開催されます！

観光戦略課からお知らせいたします。10月9日から10月11日の間、第24回瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチが開催され、10月10日(土)には「ゆめしま海道コース」が実施されます。

岩城総合支所からスタートし、ゆめしま海道の3橋を渡って弓削港まで歩く、約10kmのコースで、開催時間は7時10分から14時30分までとなっています。

当日は、県内外から200名を超える参加者がゆめしま海道を巡ります。

参加者はゼッケンを身につけておきますので、見かけた際は、暖かな応援や激励をお願いいたします。

3DAY MARCH スリーデーマーチ 2026.10.9-10.11 SETOUCHI SHIMANAMI KAIDO

野良猫(地域猫)対策支援事業

愛媛県獣医師会は、無償で野良猫(地域猫)の不妊手術を実施します。

※ただし、助成できる頭数には限りがあり、すべてのご応募が助成対象となるわけではありません。予めご了承ください。

●対象猫 生後6カ月以上のメス猫(野良猫・地域猫)

●申し込み期間 10月1日(木)～26日(月)必着

●実施頭数 愛媛県全域で約150頭

●手術費用 無料

●手術時期 11月中旬以降(順次実施)

●お申し込み先 上島町住民課 ☎77-2503

●問い合わせ先 弓削総合支所 住民課 ☎77-2503 (公社)愛媛県獣医師会 ☎089-948-5367

愛媛労働局からのお知らせ

11月2日(月)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第2期分の納付期限となっています。

対象となる事業主の皆さまには、10月16日頃に納付書をお届けします。最寄りの金融機関にて納付をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ 松山市若草町4-3 愛媛労働局労働保険徴収室 ☎089-935-5202

「薬と健康の週間」

10月17日(土)から23日(金)は「薬と健康の週間」です。

お薬のことを知って、より安全に効果的に使用してください。

★薬の服用時間

・食前 食事の約1時間前、30分前

・食後 食事の後約30分以内

・食間 食事と食事の間(食事の約2時間後)

・頓服 痛み、熱など、症状のひどいとき

★薬の形にあった服用方法

新居浜産業技術専門学校 令和8年度オープンキャンパス

●錠剤、カプセル剤 コップ一杯程度の水または、ぬるま湯で服用してください。

●液剤 薬の成分を均等にするために、よく振ってから飲んでください。一回量は計量カップなどに移してから飲んでください。

●問い合わせ ★お薬に関するお問い合わせ 愛媛県保健福祉部健康衛生局 薬務衛生課 薬事係 ☎089-912-2391

●問い合わせ ☎089-941-4165

●科名 メカトロニクス科(機械加工・メンテナンス・電気技術者)、自動車整備科、メタル技術科(溶接技術者)

●実施日程 11月27日(金) 12月4日(金) 令和9年1月29日(金) 2月12日(金)

●時間 9時～11時15分

●申し込み 新居浜産業技術専門学校まで

●問い合わせ 愛媛県立新居浜産業技術専門学校

ご利用ください！ 上島町ふるさと事業費補助金等交付制度

●目的

この制度は、上島町の活性化のために地域住民および団体等が主体または一体となって、自らの創意工夫により取り組む公共的活動に対して、その活動費(必要物品)の全部または一部を予算の範囲内で補助(支給)することを目的とします。

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、次に掲げる事業で、町長が必要と認めたものとします。

(1) ふるさとをきれいにする運動

町内公共的施設等の補修・清掃・緑化活動、町花・町木普及運動等
※ゴミステーションの設置、海の環境改善事業等

(2) ふるさとをよくする運動

ふるさとの活性化に役立つイベントの開催等
※スポーツイベント、芸能発表等

(3) ふるさとをよく伝える運動

ふるさとの文化財産の調査・研究等

(4) ふるさと環境整備運動

町内の道路・側溝・公共施設の整備
※道路等の危険箇所防止等

(5) ふるさとづくりを推進すること等町長が必要と認めた事業

この制度に関する詳細は、弓削総合支所企画情報課へお問い合わせください。なお、制度の活用を希望する場合は、上島町各総合支所担当課において申請手続きをお願いします。

●問い合わせ・申請窓口

弓削総合支所 企画情報課 ☎77-2500
生名総合支所 町民生活課 ☎76-3000
岩城総合支所 町民生活課 ☎75-2500
魚島総合支所 町民生活課 ☎78-0011